

家世由緒

大正十五年六月十五日提出之議案之議決結果之  
ト在如シ

- 一、當該人經業於ルベク失業者ヲ出テル方針ノ下ニ時ニハ  
金々撥給ヲ爲外ニ措キテ尙且作業ノ進捗ヲ因リ  
事ナリシモ刻下一般録工界ノ地味ハ強クハ隆文杜絶  
ノ状態ニ在リハ特種ノ保護ヲ施シテ其生存ノ保障ヲ  
爲スルヲ要ス
- 二、職工解雇自當ニ付テハ從テ其考慮シテ之ヲ行ハスニ  
テ本日別ニ表出スルニ依リ職工解雇手當給出規程ニ  
依リ信守スルニ
- 三、各人ノ勤怠進退事情ノ如何ヲテテハ斟酌ヲ加フ  
ルノ必要アリテ況ニ其考慮ヲ要スルヲ以テ進テ

表出スル所アルニシ

四、回着ノ限ニ非ズル

大正十五年七月十五日

楠本製衣作所

解雇手當

當該職工解雇自當給出規程左ノ通テ定メ  
大正十五年五月ヲ施行ス

第一、業 者ニ均シテ却テ之ニ因リ職工ヲ解雇スルニキハ  
左ノ各々ニ依リ解雇自當ヲ給出スルニ依リ職工ニ  
不都合ノ如ク爲リタルハ大解雇ノ如ク均シ  
ニ之ヲ適用ス

一、勤続六ヶ月以上者ニ對シテは